

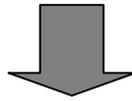
“ 土壌汚染 ” 調査・浄化の義務化へ

土壌汚染対策新法が来年の通常国会に提出？

土地所有者に義務付け！

一定規模以上の土地を開発する場合

有害物質を扱っていた工場敷地を住宅地に用途変更する場合や住宅などを建てるための開発をする時に土壌汚染調査を義務づける法律



汚染が見つかった場合、土地所有者に浄化措置を義務づけ

<p>環境省が制定をめざしている新たな土壌汚染対策の骨格が28日固まった。土地の所有者に一定の条件の下で土壌調査を義務づけるほか、汚染が見つかった際の浄化対策も所有者の責任で行わせ</p>	<h3>土壌汚染 所有者責任明確に</h3> <p>環境省方針 調査・浄化義務づけ</p>	<p>るのが主な内容。環境省は、対策の内容を土壌汚染対策の新法として来年の通常国会に提出することをめざしている。</p> <p>同省の検討会（座長 原田尚彦・東大名誉教授）が同日、対策の主な</p>
<p>内容をまとめた。現在、土壌汚染問題への取り組みは、都道府県や市町村によって異なっているが、これを国の対策として制度化するのが狙いだ。</p> <p>土地所有者に土壌調査</p>		

2001年9月29日（土）朝日新聞（朝刊）より

を義務づけるのは、有害物質を扱う工場敷地を住宅地などに用途変更する場合や、住宅などを建てるために一定規模以上の広さの土地を開発する時。調査で汚染が見つかった場合は、土地の所有者に、汚染地をアスファルトで覆ったり、土を入れ替えるなどの浄化措置をとったりすることを義務づけ、外部に悪影響が及ばないようにする。